

佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物基礎整理業務委託(藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区)
仕様書(案)

第1章 総則

- 第1条 本仕様書は、佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物基礎整理業務委託(藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区)(以下「業務」という。)に適用する。
- 第2条 業務における文化財調査の調査主体は佐賀県であり、受託者は佐賀県地域交流部文化課文化財保護・活用室(以下「佐賀県」という。)の指示に基づいて出土遺物の基礎整理等業務委託を実施する。
- 第3条 業務は文化財調査報告書作成に伴い、発掘調査によって出土した遺物の洗浄・注記・接合・復元・観察表作成等の業務を行うものである。
- 第4条 本仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議し定める。
- 第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

第2章 基本事項

- 第6条 業務を開始するに当たっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行うこと。また、業務開始前に着工届・工程表を速やかに提出すること。
- 第7条 業務の実施にあたっては、佐賀県職員が段階毎に確認することとし、必要に応じて調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打ち合わせ協議簿を作成し提出すること。
- (業務管理者・技術者)
- 第8条 受託者は、業務履行の技術上の点検・管理を行う業務管理者及び実務作業を行う技術者を定めること。
- 2 業務管理者とは、学校教育法で定める大学で考古学又はこれに類する専門課程を専攻し卒業又は修了した者、もしくは文化財調査関連業務従事5年以上又はこれと同等の能力を有する者をいう。
- 3 各作業の技術者とは、当該作業従事経験が概ね2年以上又はこれと同等の技術を有する者をいう。
- 4 業務管理者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。
- 5 技術者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告すること。

(再委託)

- 第9条 受託者は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により佐賀県の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- 2 業務の一部を再委託する際は、佐賀県内の業者の中から選定し委託するよう努めること。

(業務場所)

- 第10条 業務に係る作業は、入札参加資格確認申請時に申請を行った九州内(沖縄県を除く)に所在する作業所で行うこと。なお、佐賀県の承諾を得ずに作業所の変更を行ってはならない。

第3章 作業概要

- 第11条 本業務の作業概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物基礎整理業務委託(藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区) |
| (2) 業務場所 | 受託者の事業所 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月19日 |

(4) 遺 跡 名 藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区

(5) 業務内容 コンテナ 26 箱

＜藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区基礎整理＞

○土器・陶磁器類等の洗浄・注記・接合・復元

※復元については隙間を埋めて補強する程度のもので着色は不要

○コンテナ台帳作成

○抽出遺物観察表作成（250 点程度）

※対象の時代：古代・中世・近世

第 4 章 作業内容

第 1 2 条 基礎整理：洗浄（土器・陶磁器類等）

- (1) 洗浄にあたっては、文化財であることを十分認識し、破損しないよう注意して洗浄すること。
- (2) 墨書等、洗浄時は細心の注意を払うこと。
- (3) 洗浄道具は基本土器ブラシを使用するが、対象物に合わせて他の道具を使用してもよい。
- (4) 高圧洗浄機による洗浄は不可とする。
- (5) 洗浄した遺物は十分に乾燥させること。その際には、異なる地点や複数の遺構の遺物が混じらないよう乾燥用の籠を分けるなど注意すること。

第 1 3 条 基礎整理：注記（土器・陶磁器類等）

- (1) 注記は基本 5 c m 以上の大きさのものを対象とする。
- (2) 5 c m 以下のもので注記が必要と思われるものについては佐賀県と適宜協議すること。
- (3) 注記を行わなかったものについてはラベルと一緒にポリ袋に入れること。
- (4) 注記を行う位置は、のちの観察や分析、写真撮影などに際して影響が少なく、目立たない部分を選び、可読性を保持しつつ、なるべく小さな文字で注記すること。
- (5) 注記マシンの使用は認める。
- (6) 注記事項は「T Z R－〇区、遺構名、層位、年月日」とし、層位がない場合は省き、年月日は例えば 2021 年 8 月 20 日であれば「21. 8. 20」とする。
- (7) 注記の色は基本「白色」を使用し、白色で見えない場合は「黒色」を使用すること。
- (8) 注記後は注記部分の保護のため薄めたニスでコーティングすること。
- (9) 一袋に接合する遺物がまとめて入っているものについては、すべてに注記する必要はない。
注記する場所や箇所数については接合後の形を考慮して決めること。

第 1 4 条 基礎整理：接合・復元（土器・陶磁器類等）

- (1) 表土剥ぎ時の出土遺物はグリッド単位で接合作業を行い、後に隣接グリッドとの接合を行うこと。遺構については、基本的に遺構単位で接合作業を行う。遺構内での接合で抜けがある場合はその遺構が所在するグリッド内の表土剥ぎ時出土遺物と接合を試みること。
- (2) 接合することが確認された破片には、双方の破片の接合部にチョーク等で印をつけてもよいが、接合後に消すこと。
- (3) 接合は、基本的には接着力の弱いセルロース系接着剤（例えばセメダイン C）を用いることが望ましい。
- (4) 接合中は歪みがでないよう注意して固定すること。脆い土器等には粘着力の強いテープ等使用しないこと。器表面が頑丈なものなどは、テープでの固定を行ってもよいが、長時間貼ったままにしないこと。
- (5) 全部接合してしまうと実測に支障が出る場合は、2・3 パーツ程で接合を止めておくこと。
- (6) 復元は、運搬時に壊れない程度の補強する程度のもので、全体を復元する必要はない。

(7) 復元には、石膏を使用し、接合部以外に石膏がはみ出ないように注意すること。

(8) 石膏入れの後、起伏をヤスリ等で調整すること。着色は不要。

第15条 基礎整理：コンテナ台帳及び抽出遺物観察表作成（土器・陶磁器類等）

抽出遺物観察表

(1) 復元までの作業が完了した遺物を佐賀県が指定した場所へ運搬する。

(2) 佐賀県が抽出した遺物について、観察表を作成する。

(3) 法量等記載項目については、佐賀県が指示したものとする。

コンテナ台帳

(1) 佐賀県が抽出・整理後の遺物コンテナについて、台帳を作成する。

(2) 台帳に記載する項目については、佐賀県が指示したものとする。

(3) コンテナごとの内容についても整理する。

第5章 点検

第16条 受託者は、第5条の規定による検査とは別に、各作業の終了時に佐賀県職員による点検を受け、修正を要する箇所はそのつど佐賀県の指示により修正する。なお点検は基本的に佐賀県文化財調査研究資料室（佐賀県神埼市神埼町）にて行うこととし、状況によっては写真などをメールにて点検することもある。

2 佐賀県職員による点検は、①接合終了後、②台帳作成後の計2回以上実施する。なお点検の回数・時期は別途協議を行うものとする。

第6章 対象物の取扱い

第17条 受託者は、業務遂行にあたっては、対象遺物が貴重な文化財であることを認識し、毀損・滅失のないよう十分に留意するとともに、業務の着手時・点検・完了時における対象物件の運搬（佐賀県文化財調査研究資料室（神埼市神埼町鶴3658-2）に保管）を自ら行うものとする。

2 業務及び運搬に伴う事故については、受託者がその責任を負うこととし、修理・復元に要する費用は受託者が負担すること。

第7章 成果品

第18条 納入する成果品等は次のとおりとする。

(1) 整理を完了した遺物

(2) 遺物観察表のデジタルデータ

(3) (2) をプリントアウトしたもの

(4) コンテナ台帳のデジタルデータ

(5) (4) をプリントアウトしたもの

(6) 業務完了報告書（(3)・(5)と業務履行状況を示す写真・書類、協議簿等をまとめたもの）
正副の2部

(7) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの。

(納品場所)

第19条 納品場所は、佐賀県の指示により定める。

第8章 その他

第20条 業務で生じた記録類一切の帰属及び著作権は佐賀県にあり、業務遂行中も同様とする。